

2024年9月17日

従業員の皆さまへ

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（派遣労使協定）の改定について
～2024年4月1日から適用している派遣労使協定を10月1日から改定適用します～

イカイグループでは、毎年度、厚生労働省が公表する「ハローワーク別地域指数」等を用いて一般の労働者の賃金を算定し、それをもとに派遣社員の賃金の基準を定め、派遣労使協定を締結しています。

先般（8月29日）、その「ハローワーク別地域指数」に誤りがあったことが厚生労働省から公表されたので、イカイグループでは、訂正後の「ハローワーク別地域指数」を用いて、2024年4月1日から適用していた派遣労使協定を改定し、同年10月1日から適用することにしました。

改定後の派遣労使協定については、準備が整い次第、会社ホームページ内の社員ページに掲載し公表するとともに、派遣許可事業所の事務所に掲示しますので、ご確認ください。

なお、2024年9月30日現在派遣就業されている方については、改定後の派遣労使協定を同年4月1日に遡って適用することとしており、その方の賃金額が同協定をもとに定められる賃金額と比べて差異があり、対応が必要な場合には、その対応の仕方について個別に通知します。